令（令和六年政令第三百六号。第五十七条第二項及び第七十七条第一項第二号において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第五十六条　旅費相当額を計算する場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第五十七条　検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

２　旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

３　国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（国土交通大臣が行う認定等の手数料の額）

第七十七条　法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる認定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　認証又は認証の更新申請に係る工場等一件につき、四十九万円（外国において本邦に輸出される型式住宅部分の製造をするものにあっては、申請に係る工場等一件につき三十九万円に、職員二人が法第三十五条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張をするとした場合に旅費法及び旅費法施行令の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第五十五条から第五十七条までの規定を準用する。）

２　（略）

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第七条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第二十四条**　船員法関係手数料令第九号イ⑵の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、職員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第二十五条**　検査を実施する日数は、当該検査に係る船舶ごとに三日として旅費相当額を計算する。	（在勤官署の所在地） **第二十四条**　船員法関係手数料令第九号イ⑵の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、職員の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第二十五条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 ２　検査を実施する日数は、当該検査に係る船舶ごとに三日として旅費相当額を計算する。